

北上市告示甲第38号

北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月30日

北上市長 高橋敏彦

北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、市営住宅入居基準を満たす者が、市内の良質な民間賃貸住宅に入居する際の家賃の一部を予算の範囲内で助成する事業を実施することにより、その生活の安定及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 北上市営住宅条例（平成9年北上市条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。
- (2) 家賃助成住宅 市以外のもが所有する住宅であって、この告示の規定により市が居住者に対し家賃を助成する住宅をいう。
- (3) 家賃 賃貸借契約書に定められた月額賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料、光熱水費その他居住部分の賃借料と認められない費用を除く。）をいう。

(認定事業者の登録)

第3 賃貸住宅を家賃助成住宅として登録しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する賃貸住宅を所有し、又は当該賃貸住宅の所有者からの委任によって管理し、当該賃貸住宅の賃貸のあっせんをする者であること。
- (2) 宅地建物取引業の免許を有している者であること。

2 登録申請者は、市長が定める日までに、北上市家賃助成住宅取扱認定事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃助成住宅として登録しようとする賃貸住宅（以下「登録予定住宅」という。）の所有者がわかる登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し
- (2) 登録予定住宅の所有者から当該住宅の管理及び賃貸のあっせんに係る委任を受けていることがわかる書類（登録申請者が登録予定住宅を所有していない場合に限る。）

- (3) 宅地建物取引業免許証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、北上市家賃助成住宅取扱認定事業者登録通知書（様式第2号）により、登録申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により家賃助成住宅の取扱事業者として登録された者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 第5の規定により登録した家賃助成住宅（以下「登録家賃助成住宅」という。）を適切に維持管理し、第16の規定による助成対象者に快適な住宅及び生活環境を提供すること。
- (2) 第18に規定する交付決定者に家賃支払証明書（様式第3号）を交付すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項
（家賃助成住宅の募集）

第4 市長は、家賃助成住宅の募集を公募により行うものとする。ただし、公募を行った結果、応募がなかった場合は、この限りでない。

2 前項に規定する応募ができるものは、認定事業者とする。
（家賃助成住宅の登録）

第5 家賃助成住宅の登録をしようとする認定事業者は、市長が定める日までに、北上市家賃助成住宅登録申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録予定住宅に係る付近見取図及び平面図
- (2) 登録予定住宅に係る賃貸借契約書の案
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録予定住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法による検査済証の交付を受けていること。
- (2) 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認において適用される基準をいう。）に適合していること。
- (3) 消防設備等の設備要件を満たしていること。
- (4) 専用部分の床面積が、1戸当たり25平方メートル以上であること。
- (5) 家賃及び共益費等が近傍同種の住宅の家賃等と均衡を逸しないものであり、かつ、家賃が50,000円以下であること。
- (6) 北上市都市計画マスタープランで定める都市居住区域又は地域拠点（準拠点を含む。）に、敷地の全部又は一部が含まれていること。
- (7) 登録予定住宅の所有者が、家賃助成住宅の登録申請に同意していること。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、住宅の状況、立地条件、家賃等を総合的に勘案した上で、相当と認めるときは、北上市家賃助成

住宅登録通知書（様式第5号）により、不相当と認めたときはその旨を、認定事業者に通知するものとする。

（家賃助成住宅の登録の変更）

第6 登録家賃助成住宅を取り扱う認定事業者は、当該家賃助成住宅の登録内容に変更があるときは、速やかに北上市家賃助成住宅登録事項変更申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたときは、北上市家賃助成住宅登録事項変更承認通知書（様式第7号）により、不相当と認められたときはその旨を、認定事業者に通知するものとする。

（家賃助成住宅の登録の抹消）

第7 登録家賃助成住宅を取り扱う認定事業者は、当該家賃助成住宅の登録を抹消しようとするときは、抹消しようとする日の30日前までに、北上市家賃助成住宅登録抹消申請書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該抹消申請の理由、入居者等への影響等を総合的に勘案した上で、相当と認められたときは、北上市家賃助成住宅登録抹消承認通知書（様式第9号）により、不相当と認められたときはその旨を、認定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、家賃助成住宅として登録しておくことが適当でないとき、当該家賃助成住宅の登録を抹消できるものとする。

4 市長は、前項の規定により家賃助成住宅の登録を抹消したときは、北上市家賃助成住宅登録抹消通知書（様式第10号）により、当該家賃助成住宅を取り扱う認定事業者に通知するものとする。

（家賃助成の対象者）

第8 家賃助成住宅に入居し、助成金を受けることができる者（以下「助成資格者」という。）は、条例第6条に規定する市営住宅入居者資格を具備する者であって、かつ、その同居予定者も同資格を具備する者であるものとする。

2 第13の規定による入居の申込みをする時点において現に市営住宅に入居し、かつ、市営住宅（北上市営住宅長寿命化計画において令和13年3月31日までに用途廃止することとした住宅に限る。）の用途廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする者（条例第29条第1項に規定する収入超過者及び同条第2項に規定する高額所得者を除く。以下「現入居者」という。）は、前項の資格を具備するものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、過去にこの告示の規定による助成金の交付を第10第1項に定める最長の期間まで受けた者（その同居人を含む。）は、助成の対象としない。

（助成金の額）

第9 助成金の額は、実際に支払った家賃の5分の4に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、月額30,000円を限度とする。

（助成金の交付期間等）

第10 助成金の交付期間は、第17の規定による北上市民間賃貸住宅家賃助成決定通知書に定める助成を開始する月の初日から賃貸借契約が終了する日までの期間（次項に規定する助成を行わない場合に係る期間を含む。）とし、最長60月までとする。ただし、現入居者にあつては、最長120月までとする。

2 助成資格者の属する世帯の前年（助成の対象となる年度の前年をいう。）中の世帯収入が条例第6条第1項第2号に掲げる金額を超えた場合は、当該助成対象年度の助成は行わないものとする。

3 助成資格者が別の家賃助成住宅に転居した場合は、引き続き助成金の交付を行うものとする。ただし、転居後に交付を受ける助成金の額は、転居前に交付決定を受けた助成金の額を超えないものとする。

4 前項の場合において、第1項に定める交付期間は、転居前の交付期間を転居後の交付期間に通算するものとする。

（助成金の交付時期）

第11 助成金の交付時期は、毎年7月、10月、1月及び4月とし、それぞれ交付する月の前3月分について交付するものとする。ただし、交付する月に係る助成金の交付対象となる月数が3月分に満たないときは、当該月数分を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、家賃に未納がある月については交付しないものとする。

（入居の募集）

第12 市長は、第5の規定により登録した家賃助成住宅について、入居を募集する住宅、応募方法等を示して、当該家賃助成住宅への入居を希望する者を募集するものとする。

2 市長は、前項の募集を公募により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、現入居者に対し必要に応じて随時、第1項に規定する募集を行うことができるものとする。

（入居の申込み）

第13 家賃助成住宅へ入居し、家賃助成を受けようとする助成資格者（以下「申込者」という。）は、市長が定める日までに、北上市家賃助成住宅入居申込書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者全員の記載がある住民票記載事項証明書
- (2) 収入申告書（様式第12号）
- (3) 入居者全員及びその扶養親族の所得を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(入居予定者の決定等)

第14 市長は、第13の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市家賃助成住宅入居予定者決定通知書（様式第13号）により、不適当と認めるときはその旨を、申込者及び当該申込者が入居を希望する家賃助成住宅を取り扱う認定事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、入居を募集する一の家賃助成住宅に複数の応募があった場合又は申請者の数が入居を募集する家賃助成住宅の数を超えた場合には、抽選により入居予定者を決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、現入居者を優先的に入居予定者とすることができるものとする。

(入居審査等)

第15 第14第1項の規定による通知を受けた認定事業者は、入居予定者について、必要に応じて入居審査を行うものとする。

2 前項の規定により、入居予定者が入居を希望する家賃助成住宅への入居を認められたときは、当該家賃助成住宅の所有者と入居予定者は、賃貸借契約を締結するものとする。

(助成金の交付申請)

第16 第15の規定により賃貸借契約を締結した入居予定者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに、北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付申請書（様式第14号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 入居者全員の記載がある住民票記載事項証明書
- (3) 収入申告書
- (4) 入居者全員及びその扶養親族の所得を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の交付の申請は、第10の助成金の交付期間中、毎年度、行わなければならない。

3 第1項の規定による助成金の交付申請が、第13の規定による申込みと同年度に行われたときは、第1項第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(助成金の交付決定)

第17 市長は、第16に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付決定通知書（様式第15号）により、不適当と認めるときはその旨を、当該助成対象者に通知するものとする。

(交付決定を受けた内容の変更等に伴う手続)

第18 第17の規定による交付決定を受けた助成対象者（以下「交付決定者」という。）

)は、当該決定を受けた内容に変更があったときは、北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付変更承認申請書(様式第16号)に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付決定変更承認通知書(様式第17号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金交付請求)

第19 交付決定者は、市長が定める日までに、北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付請求書(様式18号)に、第3第4項第2号に規定する家賃支払証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(助成の承継)

第20 市長は、交付決定者が死亡又は退去した場合において、その死亡時又は退去時の同居者が引き続き当該家賃助成住宅に居住し、家賃助成を受けることを希望する場合は、当該同居者が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、家賃助成の承継を承認するものとする。ただし、特別な事情があり、社会通念上、承継を認めることが相当と市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該承認を受けようとする者(以下「承継承認申請者」という。)が1年以上、交付決定者と同居していたこと。
- (2) 承継承認申請者が、第8第1項の資格を具備するものであること。

2 承継承認申請者は、北上市民間賃貸住宅家賃助成承継承認申請書(様式第19号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、北上市民間賃貸住宅家賃助成承継承認通知書(様式第20号)により、不相当と認めるときはその旨を、当該承継承認申請者に通知するものとする。

4 市長が第1項の規定による承認をした場合における第10第1項に定める交付期間は、承継前の交付期間を承継後の交付期間に通算するものとする。

(交付決定の取消し)

第21 市長は、交付決定者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付決定取消通知書(様式第21号)により、当該交付決定者に通知するも

のとする。

(助成金の返還)

第22 市長は、第21の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第23 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第3関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者

北上市家賃助成住宅取扱認定事業者登録申請書

北上市家賃助成住宅の取扱事業者として認定を受けたいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第3の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

- 1 屋号・商号等
- 2 宅地建物取引業免許証番号
- 3 免許年月日
- 4 担当者氏名・連絡先

様式第2号（第3関係）

年 月 日

様

北上市長



北上市家賃助成住宅取扱認定事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市家賃助成住宅取扱認定事業者の登録について、次のとおり決定したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第3の規定により、通知します。

記

- 1 認定事業者名称
- 2 登録内容

様式第3号（第3関係）

家賃支払証明書

北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第3の規定により、家賃の支払いについて、次のとおり証明します。

記

1 入居者（家賃助成の交付決定者）

2 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

3 家賃の支払状況

対象時期	契約家賃	支払済金額
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

認定事業者 所在地
名 称
代表者

㊞

北上市長 様

申請者（認定事業者）所在地
 名 称
 代表者

北上市家賃助成住宅登録申請書

北上市家賃助成住宅の登録を受けたいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 住宅の概要

住宅名	
部屋番号等	
住宅所在地	
検査済証番号	
構造	
建築年月	
階数	
住戸タイプ	
床面積	
設備	
その他	

2 住宅の家賃等

家賃	
共益費等	
駐車場使用料	
敷金	
その他	

3 住宅の使用開始可能年月日 年 月 日

4 住宅の所有者等（該当する□に✓を付し、必要事項を記入してください。）

住宅所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外（氏名等）
所有者同意確認	<input type="checkbox"/> 住宅所有者が、本申請に同意していることを誓約します。

様式第5号（第5関係）

年 月 日

様

北上市長



北上市家賃助成住宅登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市家賃助成住宅の登録について、次のとおり決定したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第5の規定により、通知します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 登録年月日

年 月 日

北上市長 様

認定事業者 所在地
名 称
代表者

北上市家賃助成住宅登録事項変更申請書

北上市家賃助成住宅の登録内容を変更したいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 変更内容

3 変更理由

4 変更年月日

年 月 日

様

北上市長



北上市家賃助成住宅登録事項変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市家賃助成住宅の登録内容の変更について、これを適当と認めたので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第6の規定により、次のとおり通知します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 変更内容

3 変更理由

4 変更年月日

年 月 日

北上市長 様

認定事業者 所在地
名 称
代表者

北上市家賃助成住宅登録抹消申請書

北上市家賃助成住宅の登録を抹消したいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 抹消理由

3 抹消年月日

様式第9号（第7関係）

年 月 日

様

北上市長



北上市家賃助成住宅登録抹消承認通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市家賃助成住宅の登録の抹消について、これを適当と認めたので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第7の規定により、次のとおり通知します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 抹消年月日

様式第10号（第7関係）

北上市指令第 号

認定事業者 所在地
名 称
代表者

北上市家賃助成住宅登録抹消通知書

北上市家賃助成住宅について、登録を抹消したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第7の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

北上市長



記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 抹消理由

3 抹消年月日

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

北上市長 様

申込者 住 所
氏 名
連絡先

北上市家賃助成住宅入居申込書

北上市家賃助成住宅に入居したいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第13の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。

記

1 入居を希望する住宅

希望順	住宅名	部屋番号等
第1希望		
第2希望		
第3希望		

2 入居予定者

区分	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等	前年の総収入	備考
申込者		本人					
同居 予定者							

3 現在の住宅

4 住宅困窮理由

5 誓約事項（次のとおり相違ない場合は□に✓を記入してください。）

- 市営住宅入居者資格を具備していることに相違ありません。
- 虚偽の記載があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

年 月 日

北上市長 様

申込者（助成対象者） 住 所
氏 名
連絡先

収入申告書

家賃助成住宅の入居予定者（入居者）の収入について、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第13（第16）の規定により、次のとおり申告します。

記

1 収入申告の対象期間

2 収入状況等

区分	フリガナ 氏名	続柄	年齢	職業（勤 務先等）	障がい等級	収入金額
申込者（助成対象 者）及び同居予定 者（同居者）等		本人				
					合 計	

3 控除額等

区分	控除名	控除基本額	該当人数	控除額
一般控除	申込者（助成対象者）以外の者	円	人	
特別控除	特定扶養親族控除	円	人	
	老人扶養控除	円	人	
	老人同一生計配偶者控除	円	人	
	障がい者控除	円	人	
	特別障がい者控除	円	人	
	寡婦控除	円	人	
	ひとり親控除	円	人	
			合 計	

様式第13号（第14関係）

北上市指令第 号

住所

氏名

北上市家賃助成住宅入居予定者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった北上市家賃助成住宅への入居について、入居予定者等を決定したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第14の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

北上市長



記

- 1 入居予定者
- 2 入居予定の住宅名、部屋番号等
- 3 家賃の予定額
- 4 助成金の予定額
- 5 入居開始及び助成開始予定年月日
- 6 交付予定期間
- 7 入居予定者決定の条件
 - (1) 入居予定の決定を受けた申込者（以下「決定申込者」という。）と入居予定住宅の取扱い認定事業者は、当該認定事業者により入居可能と認められたときは、速やかに賃貸借契約を締結すること。
 - (2) 決定申込者は、入居後速やかに、家賃助成住宅に入居した者全員の住民票を当該家賃助成住宅に登録すること。

年 月 日

北上市長 様

助成対象者 住 所
氏 名
連絡先

北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付申請書

北上市民間賃貸住宅家賃助成金の交付を受けたいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第16の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 交付対象期間

3 助成金交付申請額

家賃月額	助成金額（月額）	交付対象月数	助成金の合計額
円	円	月	円

様式第15号（第17関係）

北上市指令第 号

住所
氏名

北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市民間賃貸住宅家賃助成金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第17の規定により、通知します。

年 月 日

北上市長



記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 交付対象期間

3 助成金交付決定額

家賃月額	助成金額（月額）	交付対象月数	助成金の合計額
円	円	月	円

年 月 日

北上市長 様

交付決定者 住 所
氏 名
連絡先

北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付変更承認申請書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった北上市民間賃貸住宅家賃助成金について、次のとおり内容を変更したいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第18の規定により、関係書類を添えて、申請します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 変更内容

3 変更理由

4 変更年月日

様式第17号（第18関係）

北上市指令第 号

住所

氏名

北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付決定変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市民間賃貸住宅家賃助成金の変更について、次のとおり決定したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第18の規定により、通知します。

年 月 日

北上市長



記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 変更内容

3 変更理由

年 月 日

北上市長 様

交付決定者 住 所
氏 名
連絡先

北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった北上市民間賃貸住宅家賃助成金について、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第19の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 家賃の支払状況

対象時期	契約家賃（月額）	支払済金額
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円

3 助成金額計算

家賃月額	助成率	助成月額	今回の交付対象月数	助成金の合計額
円	4 / 5	円		円

- 備考 1 家賃月額は5万円以下であること。
2 助成月額は3万円以下であること。

4 助成金請求額

年 月 日

北上市長 様

承継承認申請者 住 所
氏 名
連絡先

北上市民間賃貸住宅家賃助成承継承認申請書

私は、北上市民間賃貸住宅家賃助成金の承継承認を受けたいので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第20の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 前交付決定者

氏 名	
承継承認申請者との続柄	

3 承継理由

4 承継理由が生じた日

様式第20号（第20関係）

北上市指令第 号

住所

氏名

北上市民間賃貸住宅家賃助成承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市民間賃貸住宅家賃助成金の承継について、次のとおり承認したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第20の規定により、通知します。

年 月 日

北上市長



記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 承継者等

承継者氏名	
同居者氏名	

様式第21号（第21関係）

北上市指令第 号

住所

氏名

北上市民間賃貸住宅家賃助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定した北上市民間賃貸住宅家賃助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので、北上市市営住宅補完民間賃貸住宅家賃助成事業実施要綱第21の規定により、通知します。

年 月 日

北上市長



記

1 対象家賃助成住宅

住宅名	
部屋番号等	
所在地	

2 取消理由

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。